

## 北九州市立自然史・歴史博物館における競争的資金等の不正防止計画

本計画は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）の趣旨を踏まえ、北九州市立自然史・歴史博物館（以下、「博物館」という。）における競争的資金等の適正な運営及び管理に資することを目的とする。なお、競争的資金等とは文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型資金を、構成員とは当館に所属する競争的資金等の使用に関係する全ての職員をいう。

### 1. 責任体系の明確化

- (1) 博物館における競争的資金等の運営・管理を適正に行うにあたり、権限と体系を明確化するため、「北九州市立自然史・歴史博物館科学研究費補助金等に係る取扱要領」（以下、「科研費等に係る取扱要領」という。）を定める。
- (2) 博物館における研究活動上の不正行為に係る調査の体制、手続き等に関しては、「北九州市立自然史・歴史博物館における研究活動上の不正行為への対応等に関する規程」（以下、「不正行為への対応等に関する要綱」という。）のとおり定める。

### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) ルールの明確化・統一化  
構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から検証を行い、ルールの明確化・統一化を図り、構成員等に対して周知徹底を図る。
- (2) 職務権限の明確化
  - ① 競争的資金等の事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任の範囲について、職務権限の周知徹底を行うとともに、研究者と事務職員間の意志疎通を活発にして理解の共有化を図る。
  - ② 形骸化した処理を行っていないか、業務分担の実態と乖離が生じていないかなど、業務分担や決裁手続きを含めた適切な牽制体制の在り方等について常に検証を行い、責任権限体系の明確化を促進するための改善措置を講じていく。
- (3) 構成員の意識向上
  - ① 構成員は日本学術会議声明「科学者の行動規範」、及び日本学術会議「科学研究における健全性の向上について」の趣旨や声明内容も踏まえ、自ら研究倫理の意識の高揚に努めるとともに、防止計画推進部署及び関連部署は不正使用防止に係る諸規定等の周知徹底と説明会等による啓発活動に取り組む。
  - ② 構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるためにコンプライアンス教育を実施する。

- ③ 研究活動及び競争的資金等の不正防止に係る説明会や競争的資金等の使用ルール等に係る説明会を開催し、構成員等の意識向上を図る。
- ④ 事務担当者としての専門性の向上や人材育成の観点から、職員に対し教育・研修機会の充実を図る。
- ⑤ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての職員から、博物館の定める誓約書の提出を求める。
- ⑥ 構成員は研究倫理に加え、公務員としての強い自覚を持ち、公務員倫理の遵守を徹底する。

#### (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

不正行為への対応等に関する規程において、研究活動上の不正行為に関する告発や相談を受け入れる体制を整備するとともに、不正行為に関する調査体制及び不正行為が行われた場合の処分措置等について整備する。

### 3. 不正を発生させる要因の把握と具体的な不正防止計画の策定・実施

#### (1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

- ① 防止計画推進部署は、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるか、博物館全体の状況を体系的に整理・評価し、把握する。
- ② 把握した不正発生要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

#### (2) 不正防止計画の実施

- ① 防止計画推進部署は、博物館全体の観点から不正防止計画の推進を担当し、定期的の実施状況を確認のうえ、最高管理責任者に報告する。
- ② 最高管理責任者は、率先して不正防止に対応し、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

### 4. 競争的資金等の適正な運営・管理活動

#### (1) 適正な執行管理の推進

経理担当者は競争的資金等の予算執行状況を常に把握し、研究計画の円滑かつ適正な遂行をサポートする。

#### (2) 物品検収の確実な実施

博物館に納入されるすべての物品検収は、競争的資金等に係る取扱要領に基づき、担当部署においてこれを実施する。受領及び検収の双方を適切に受けていない場合は、支払手続きを行わないものとし、物品検収の事務の流れについては、博物館内の関係者及び納入業者に対して周知徹底を図るものとする。

なお、これに従わない納入業者に対しては、取引停止等の措置を講じるものとする。

#### (3) 特殊な役務の検収

特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保

守・点検など)に関する検収については、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細を発注者以外の者がチェックする。

また、成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立会い等による現場確認を行うこととする。

#### (4) 出張の事実確認

出張者への旅費の支給にあたっては、競争的資金等に係る取扱要領に定める出張の手順により行い、確実に出張の事実を確認する。

#### (5) 人件費・謝金の事実確認

人件費・謝金の支払いにあたっては、競争的資金等に係る取扱要領に定める人件費・謝金の支払手順により行うものとし、構成員が行っている作業従事者の事実確認に加えて、経理担当者は必要に応じて本人から直接勤務状況等の事実確認を行うこととする。

#### (6) 誓約書の提出

すべての構成員は、競争的資金の適正な運営・管理を遵守するため、博物館の定める誓約書を提出する。また、必要に応じて業者にも誓約書の提出を求める。

### 5. 情報発信・共有化の推進

① 競争的資金等の使用に関するルール等について、館内外からの相談を受け付ける窓口及び研究活動上の不正行為に関する告発窓口を設置し、博物館ホームページ等により外部に公表する。

② 競争的資金等の不正への取組み、体制等について構成員に周知するとともに、博物館ホームページ等により外部に公表する。

### 6. モニタリングの在り方

#### (1) モニタリング体制

防止計画推進部署は、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者の指揮の下、構成員及び関係部署と連携して本計画の進捗及び不正を防止するための具体的対応等について、モニタリングを行うものとする。

#### (2) 監査の実施

① 監査室は、博物館の会計処理が正当な証拠書類等により事実に基づいて処理され、帳票等が関係規定等に従って適正に記録されているか否かについて内部監査を行う。

② 監査室は、防止計画推進部署との連携を強化し、当館の実態に即して不正発生要因を分析した上で、それら不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

③ 監査室は、モニタリング及び内部監査に関して最高管理責任者と直接協議できるものとする。

## 7 不正防止計画の点検、評価

本計画において策定した項目は、競争的資金等の不正防止のため、当面の間に取り組むべき措置であり、防止計画推進部署は常に公的研究費の適正な運営及び管理、競争的資金等に係る不正を発生する要因の把握及び分析に関する情報収集に努め、不正防止計画の点検評価を行いながら、必要に応じてその見直しを図る。

附 則

平成27年4月24日 館長最終決裁

附 則

この計画は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和5年4月1日から施行する。